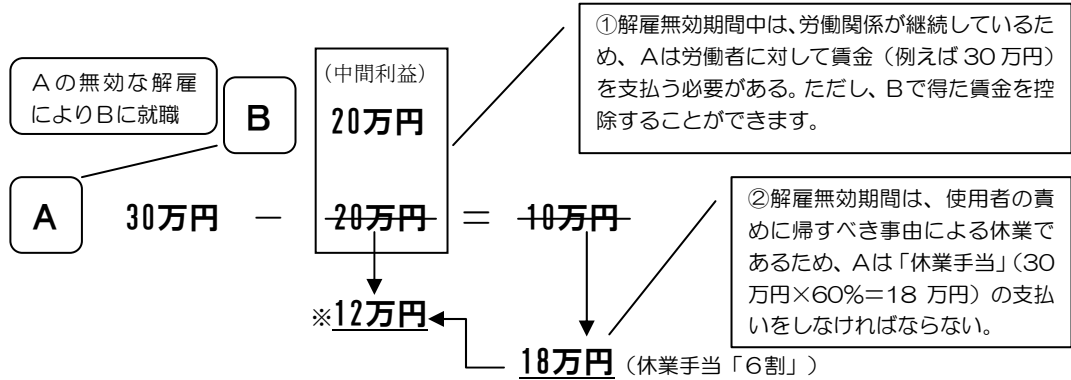


第2回 択一問3ウ 中間利益の控除と休業手当

Aによる無効な解雇によって、解雇無効期間中にBに就職して20万円の賃金を得た場合

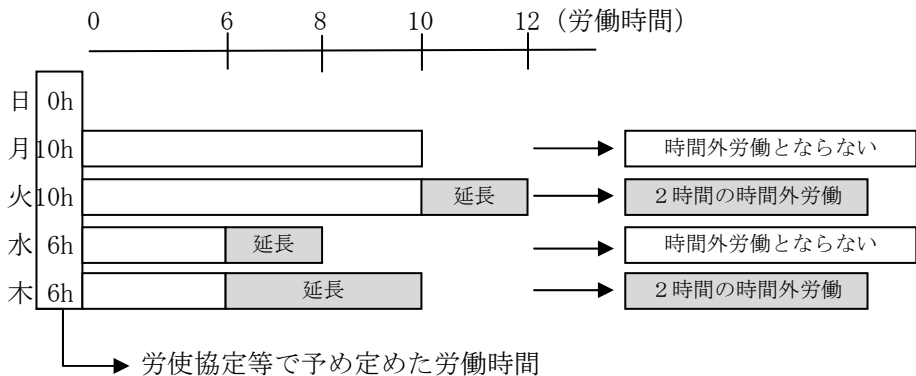


※休業手当18万円（6割）の支払いが必要となるため、控除することができる金額は残り12万円（「4割」）が限度となる。

解説 無効な解雇は、「休業手当として6割」の支払いが必要となることに伴い、中間利益として「控除することができる金額が4割」までとなります。

第3回 択一問1イ 1か月単位の変形労働時間制における時間外労働

変形期間における法定労働時間の総枠の範囲内であっても、1日については、労使協定等により1日の法定労働時間を超える時間を定めた日は「その時間」、それ以外の日は1日の「法定労働時間」を超えて労働した時間が「時間外労働」となる。



解説

- 月曜は、労使協定等で予め定めた労働時間が10時間、10時間を超えていないため時間外労働とはならない。
- 火曜は、労使協定等で予め定めた労働時間が10時間、10時間を超えているため時間外労働となる。
- 水曜は、労使協定等で予め定めた労働時間が6時間、6時間を超えているが法定労働時間内であるため時間外労働とはならない。
- 木曜は、労使協定等で予め定めた労働時間が6時間、法定労働時間を超えているため時間外労働となる。